

防整技第 6 5 2 5 号
令和 6 年 3 月 1 9 日
一部改正 防整技第 1 5 1 0 0 号
令和 6 年 6 月 2 7 日

各 地 方 防 衛 局 総 務 部 長
各 地 方 防 衛 局 調 達 部 長
帯 広 防 衛 支 局 長 殿
熊 本 防 衛 支 局 長
名 護 防 衛 事 務 所 長

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

最適化事業における設計等技術業務委託契約書第 3 0 条の 2 の運用
について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。ただし、施行日以前に手続き
開始の公示を行った設計業務への適用を妨げない。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

1 趣旨

最適化事業における設計業務の賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いに関する試行について（防整施第3633号。令和6年2月27日）（以下「スライド通知」という。）第3項第6号の規定に基づき、必要な細部事項を定めるものとする。

2 用語の定義

本運用における用語の定義は次の各号のとおりとする。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 契約書 | 設計等技術業務委託契約書について（防整施第6934号。28. 3. 31）に規定する設計等技術業務委託契約書にスライド通知にて第30条の2を追加したものをいう。 |
| (2) スライド | 契約書第30条の2に規定する賃金又は物価変動に基づく業務委託料の変更をいう。 |
| (3) 全体スライド | 契約書第30条の2第1項から第4項までに規定する賃金又は物価変動に基づく業務委託料の変更をいう。 |
| (4) インフレスライド | 契約書第30条の2第5項に規定するインフレーション又はデフレーションに基づく賃金又は物価変動による業務委託料の変更をいう。 |
| (5) スライド協議 | スライドの協議を行うこと |
| (6) スライド額 | スライドの変更額をいう。 |
| (7) 請求日 | 賃金水準又は物価水準の変動に基づく業務委託料の変更の可能性があるときに、発注者又は受注者がスライド協議を請求した日をいう。 |
| (8) 基準日 | 請求日から起算して、14日以内で発注者と受注者が協議して定める日をいう。 |
| (9) 残業務 | 基準日までの出来形部分を除いた業務をいう。 |
| (10) 最適化事業 | 「国家安全保障戦略について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）、「国家防衛戦略について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）及び「防衛力整備計画について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に示された防衛力の抜本的強化の方向性等に基づき実施する自衛隊施設の強靱化において、各基地・駐屯地等に保有している建物やライフライン等について、現状の把握・評価を行い、施設の機能・重 |

要度に応じた構造強化、離隔距離確保のための再配置
・集約化、老朽改修、省エネ対策等を実施するものをいう。

3 適用対象

最適化事業における E C I 方式による設計業務であり、残業務の履行期間が基準日から 2 月以上ある業務を適用対象とする。ただし、全体スライドを適用する場合は、業務の履行期間が 1 2 月を超える業務に限る。

4 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。全体スライドの請求は、賃金、物価の変動理由により契約締結の日から 1 2 月を経過した後に変更請求が可能とする。

5 業務委託料の変更

- (1) スライド額は、変動前残業務委託料と変動後残業務委託料との差額のうち、変動前残業務委託料の 1 0 0 分の 1 に相当する金額を超える額とする。
- (2) スライド額は、建築工事及び設備工事の設計については、設計業務委託等技術者単価並びにこれらに伴う諸経費及び技術料等経費、また、特別経費で個別に積上げる費用、土木工事の設計については、設計業務委託等技術者単価並びにこれらに伴う直接経費、その他原価及び一般管理費等、また、直接経費で個別に積み上げる費用の変更について行われるものであり、歩掛の変更は考慮しない。
- (3) 増額スライド額の算定は、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)] \times K + \alpha$$

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：設計費から基準日における出来形部分に相応する設計費を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

K ：落札率

α ：消費税等相当額

※全体スライド、インフレスライドに係る増額スライド額の算定式は共通である。

- (4) 減額スライド額の算定は、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)] \times K + \alpha$$

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 : 設計費から基準日における出来形部分に相応する設計費を控除した額

P_2 : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

K : 落札率

α : 消費税等相当額

※全体スライド、インフレスライドに係る減額スライド額の算定式は共通である。

6 残業務の算定

- (1) 基準日における残業務を算定するために行う出来形数量の確認は、内訳数量に対応して行うものとする。
- (2) 基準日以降の残業務をスライドの対象とする。また、基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている内容についても、スライドの対象とする。
- (3) 直接経費等についても出来形数量として取り扱うことができる。
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる業務量について、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

7 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき、双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

8 変更契約の時期

スライド額に係る変更契約は、設計図書等を変更する際に行うことができる。

9 スライドの併用

スライドを実施した後であっても、以下の条件を満たした場合には、再度スライドをすることができる。

- (1) 全体スライドの請求は、同スライド又はインフレスライドを実施した後であっても、スライドの適用から12月を経過すれば請求することができる。
- (2) インフレスライドの請求は、同スライド又は全体スライドを実施した後であっても、請求することができる。
- (3) 前項(1)及び(2)の適用に当たっては、基準日以降の残業務期間が2月以

上ある場合に限るものとする。

9 その他

本通知の実施にあたり疑義が生じた場合には、整備計画局施設整備官と協議するものとする。